

令和6年神審第8号

裁 決  
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a 1  
職 名 A一等航海士  
海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官上田容之出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年11月7日02時21分僅か前  
和歌山県潮岬西岸

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A  
総トン数 499トン  
全 長 74.72メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出 力 735キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) a 1 受審人の経歴等

a 1 受審人は、（一部省略）Aには、令和5年11月5日に雇い入れされ乗り組んでいた。

#### (2) 本件発生に至る経緯

Aは、操舵室前部中央に操舵スタンド、左舷側にレーダー2台及びGPSプロッター、右舷側に機関及びバウスラスタ各遠隔操縦装置をそれぞれ備え、右舷前部天井に第二種船橋航海当直警報装置（以下「当直警報装置」という。）のモーションセンサーが設置され、GPSアンテナが船首端から64メートル後方、左舷端から3メートル右方の操舵室上部に取り付けられた船尾船橋型鋼製貨物船で、船長a 2及びa 1受審人ほか2人が乗り組み、大豆かす350トンを積載し、船首2.3メートル船尾3.6メートルの喫水をもって、令和5年11月6日10時35分岡山県水島港を発し、宮城県石巻港に向かった。

a 1 受審人は、23時30分和歌山県市江崎西方沖合で昇橋し、a 2 船長から引き継いで単独の船橋当直に就き、コースアップ表示で6海里レンジとして前方9海里まで映るオフセンターとしたレーダー1台、6海里レンジでノースアップ表示としたGPSプロッター及び当直警報装置をそれぞれ作動させ、潮岬南方沖合の推薦航路に向けて東行した。

ところで、a 1 受審人は、水島港発航前日に乗船し、抜錨作業、船橋当直及び投錨作業以外の時間は休息をとっており、同港発航当日は、午前に入出港作業及び水島港港外での補油作業、午後は甲板作業を行い、その後、18時頃から23時頃まで就寝したので、船橋当直交替時には、疲労の蓄積はなく、睡眠不足の状態でもなかつ

た。

a 1 受審人は、暖房の効いた操舵室で、操舵スタンド右舷側に置かれた椅子に腰掛けて操船に当たっていたところ、南方からの波浪による船体動揺を軽減させるため陸岸寄りを航行することとし、翌7日01時12分半僅か前潮岬灯台から283度（真方位、以下同じ。）10.5海里の地点で、針路を102度に定めて自動操舵とし、9.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 1 受審人は、潮岬西方約3海里沖合で、同岬南方沖合の推薦航路西端に転針する予定で続航し、01時50分潮岬灯台から284度4.8海里の地点に達したとき、付近に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから、気が緩んで眠気を催すようになったが、間もなく転針予定地点に達するので、それまでは居眠りに陥ることはないものと思い、椅子から立ち上がって操舵室内を歩くなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 1 受審人は、いつしか居眠りに陥り、波浪による船体動揺などで身体が動いたためか、当直警報装置の警報が発せられないまま、転針予定地点を通過して潮岬西岸に向かって進行し、02時19分ふと目覚めたところ、船首方に陸岸の影が見えたので、02時19分少し過ぎ潮岬灯台から314度730メートルの地点で、自動操舵の状態では右舵15度として右回頭を開始したものの、及ばず、02時21分僅か前潮岬灯台から330.5度210メートルの地点において、Aは、船首が164度を向き、8.4ノットの速力となったとき、同岬西岸の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は雨で風力5の南西風が吹き、潮候は下げ潮の初期であった。

a 2 船長は、自室で休息中、衝撃に気付いて直ちに昇橋し、乗り

揚げたことを知って事後の措置に当たった。

乗揚の結果、球状船首に破口を伴う凹損、船底外板に擦過傷を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、潮岬西方沖合において、石巻港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同岬西岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、夜間、潮岬西方沖合において、単独の船橋当直に就き、石巻港に向けて椅子に腰掛けて航行中、付近に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、椅子から立ち上がって操舵室内を歩くなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、間もなく転針予定地点に達するので、それまでは居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、潮岬西岸に向かって進行し同岸の浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 1 0 月 1 7 日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 大 北 直 明

審判官 前 田 昭 広

審判官 阪 本 義 治